

Q 講習会は、どのような内容ですか？

A 講習では、暴力団問題の専門家による講義やビデオ上映により、責任者が自信をもってその業務を行えるように、必要な知識やスキルを修得していただくため、次のような内容について講習を行います。



- 暴力団情勢
- 暴力団対策法・暴力団排除条例
- 不当要求行為の実態
- 不当要求に対する心構え、対応要領

講習には3種類あります。

- 選任時講習** 新たに選任された責任者に対する講習。
- 定期講習** 選任時講習を終え、一定期間(概ね3年)を経過した人に対する講習。
- 臨時講習** 新たな暴力団情勢等に対応するための講習。

受講メリット

- 不当要求防止責任者教本、暴力団対応などの暴力団排除資料の提供
- 「受講修了書」・「ステッカー」交付
- 責任者による社内教育によって、組織として統一した対応が図れるようになり、会社と従業員を守ることができるようになります。

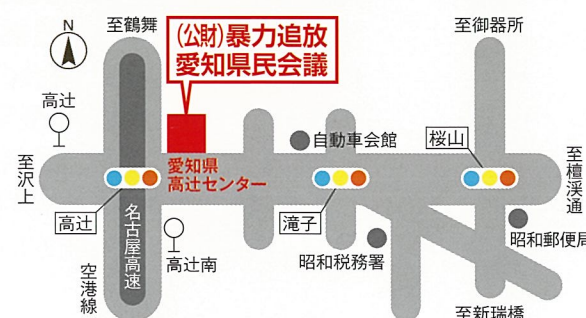
愛知県警察本部 組織犯罪対策課

名古屋市中区三の丸2-1-1
TEL (052) 951-1611 (代表)

公益財団法人 暴力追放愛知県民会議

名古屋市昭和区円上町26番15号 愛知県高辻センター2階
TEL (052) 883-3110 FAX (052) 883-2122

ホームページアドレス <http://www.boutsui-aichi.or.jp/>



※市バス「高辻」バス停下車、東へ170m
※市バス「高辻南」バス停下車、北へ進み「高辻」交差点を東へ70m

暴力団から企業等を守りましょう。

不当要求防止 責任者講習制度 Q&A

愛知県警察本部
公益財団法人 暴力追放愛知県民会議

暴力団対策法
第14条に基づいて
行われる

不当要求防止 責任者講習制度

平成4年3月「暴力団対策法」が施行され、不当要求防止責任者(以下「責任者」という)制度ができました。

この制度は、暴力団が資金源として狙っている企業等の被害を防止するため、平素から事業所内に責任者を選任していただき、企業等に自衛措置を促すというのが立法の主旨です。

暴力追放愛知県民会議では、愛知県公安委員会の委託に基づき、警察、弁護士会と連携して事業所から選任された責任者に対して、その責任者が必要な知識、技能を修得していただくための責任者講習を行っています。

受講修了者には愛知県公安委員会から「受講修了書」が交付されます。



暴力団の不当要求による

Q 責任者を選任する事業所の範囲はどうか？

A 事業の規模の大小は問いません。また、事業形態も個人事業、民間企業、公益法人、協同組合等の団体を含みます。規模の大きい企業は支店や営業所ごとに選任すると良いでしょう。



Q 責任者はどのような業務を行うのですか？

A 「暴力団員から不当な金品の要求等による被害を防止するために必要な業務を行う者」と位置づけられ、具体的には、次のような業務を行っていただきます。

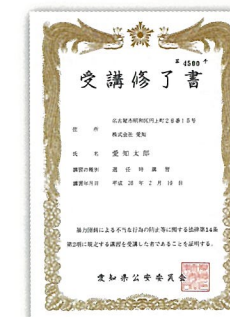
- 事業所内での対応体制の整備
- 職場において従業員等に対する指導教育の実施
- 不当要求行為が発生した場合の被害状況の調査及び警察への連絡等に関する業務



Q 講習会の受講手続きはどのようにするのですか？

A 責任者の選任は事業所や企業が行い、公安委員会(地元警察署)に責任者選任届出書を提出してください。(用紙は各警察署 刑事課暴力係に備え付けてあります。又、愛知県警察のホームページからも取り出せます。)責任者が転勤等で変更になった時も、変更届を同様に提出してください。

責任者の選任届出書を提出していただくと、後日、公安委員会(警察本部組織犯罪対策課)から往復ハガキで責任者宛に講習会の案内通知が送られてきますので、返信用ハガキで受講申込みをしてください。なお、同一企業や業界団体等が責任者を数十人単位で集め、受講を希望される場合は、暴力追放愛知県民会議まで申し出てください。



Q 責任者の資格要件はあるのですか？

A 責任者の資格は特にありませんが、暴力団対策法では、責任者を「その事業に係る業務を総括管理する者であって、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う者」とされています。

被害を防止するために…